

## 学生チャレンジサポート制度 企画提案要領

2015年6月18日 学生企画支援ワーキンググループ

2015年6月24日 学生生活委員会了承

平成19年に文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」として開始された薫風満天フィールド交流塾は、自然を教育者と見立て、若者の人間力を育むこと、「遊び」を起点として様々な「気づき」を持たせ「人間力向上」を図ることを狙いとしており、講義等では十分に行えない自然との交流、人との交流、社会との交流を実現するものでした。

平成23年度から、本荘キャンパスではこのプログラムを継承した組織を運営しており、現在は、学生企画支援ワーキンググループ(以下、「WG」)となっています。WGでは、主に以下を目的とする活動を支援・企画実施しています。

- 1) 自然体験による自然や社会に対する気づきの促進
- 2) ボランティア活動による人間力向上と社会貢献
- 3) 学生の自己啓発、スキル向上
- 4) 学生の企画・実行力向上支援

この中で、WGでは学生の企画実行力の向上を図ることを目的に、学生から企画提案を受け、実現に向けたサポートを行っています(学生チャレンジサポート制度)。対象となる企画内容については、「活動計画および必要経費の審査基準」を参照してください。

学生チャレンジサポート制度の流れは、図1のようになっています。①の相談は必須ではありませんが、企画をスムーズに実現させるために、②の計画書を提出する前に相談されることを推奨します。計画書(様式第1号)は、原則として実施日の2ヵ月前までに提出してください。③の審査は、別紙基準に基づき、WGの会議で行いますが、場合によっては、企画内容のプレゼンテーションを行って頂きます。審査では、提案に基づいて物品やサービスなどのサポート内容を決定します。④の企画実施は、原則として企画者が責任を持って行いますが、物品購入や貸し出し物の手配、その他必要なサービスについては担当教職員が行います。⑤の報告書は、企画の終了後2週間以内に提出してください。

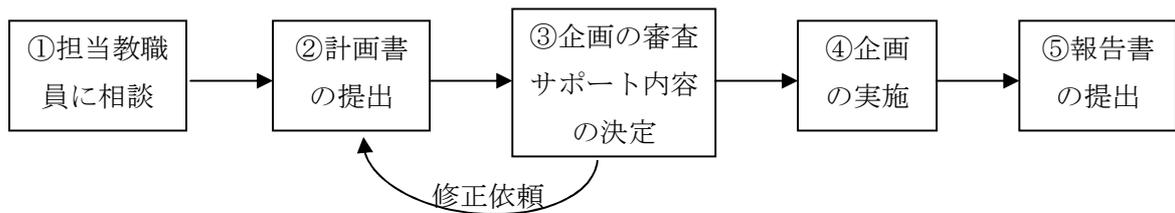


図1 学生チャレンジサポート制度の流れ

(別紙)

## 活動計画及び必要経費の審査基準

2014年12月  
改定 2015年 6月

学生からの活動申請は、様式第1号活動計画書に基づいて、学生企画支援ワーキンググループ(WG)が、支援の可否を審査しています。特に、経費の支出を伴う申請については、入念に審査しています。審査基準は、大枠では以下のようになっています。活動計画書を作成する際には、必ず読んでから必要経費等を計上してください。

### 1. 活動対象

以下を目的とする活動を対象として、支援・企画実施しています。

- (1) 自然体験による自然や社会に対する気づきの促進
- (2) ボランティア活動による人間力向上と社会貢献
- (3) 学生の企画・実行力向上支援
- (4) 学生の自己啓発、スキル向上
- (5) イベントの告知

### 2. 活動の審査基準

以下の条件を満たすことが、審査の基準になっています。

- (1) 全学生が参加対象となるイベントもしくは活動であること
- (2) 人もしくは地域あるいは自然との交流を目的としたものであること
- (3) サークル活動の一環として行う場合は、サークル員以外の参加者が全参加者の半数以上を見込めること
- (4) 同一活動を複数回に渡って開催する場合は、各段階で活動内容をどのようにステップアップするのかを明確にすること

なお、以下のようなイベントもしくは活動は認められません。

- ・ サークル勧誘を主な目的とするもの
- ・ 賭博性を有するもの
- ・ 参加費を徴収して、間接的にサークルの活動費の捻出を目的としたもの
- ・ 反社会的、政治的、宗教的活動を含むもの
- ・ 公序良俗に反するもの

### 3. 経費支出基準

イベントの告知以外の上記の活動において、経費の支出が必要な場合には、予算申請ができます。経費区分としては、「設備備品費」「旅費」「人件費」「事業推進費」「その他経費」があります。特に、設備備品費における飲食費と旅費における貸切バスの利用には以下のような基準を設けていますので、申請時には十分留意してください。

#### 飲食費の支出基準（一つ以上に該当すること）：

- (1) ボランティア活動における炊き出し等の緊急性を有するもの
- (2) 学外との交流を促すための飲食物であること
- (3) 調理方法や食育等の教育効果を有するもの

#### 旅費（貸切バスを利用する場合）支出基準（全てに該当すること）：

- (1) 学外との交流であること
- (2) 参加人数が乗車定員の半数以上を見込めること
- (3) 震災ボランティア以外の活動は原則として県内に限る

(\*) 上記の基準を満たすため、貸切バス利用を前提とする企画は、参加者募集期間を十分に確保するとともに、募集期間終了後に参加者数が乗車定員の半数に達しなかった場合はバスのサイズを小さくする等の対応が取れるように計画を立ててください。

### 4. 特記事項

- ・ 企画書の提出期限は、原則として活動日から起算して2ヵ月前までとします。イベント告知に限り、2週間前まで受け付けます。
- ・ イベントの告知は、学生一斉メール、ASPOSでの周知が対象となります。別紙として告知文章案を提出してください。なお、活動計画書への告知内容等の記載は、「別紙参照」で結構です。
- ・ 申請額の上限は設けていませんが、予算上の制約により、上記の基準を満たす活動であっても経費が支出できないことがあります。この場合は代表者に個別に説明します。
- ・ 活動の規模が大きく、申請書の記載内容だけでは審査が難しいと思われる案件に関しては、月に1回の割合で開催されている会議の席で直接説明してもらうことがあります。
- ・ 不明な点は担当教員もしくは学生・アドミッションチームにご相談ください。また、過去の活動報告書が冊子としてまとめられているので、こちらも参考にしてください。

以上